



[ホーム](#) > [県政情報](#) > [広報](#) > [県政eしんぶん\(報道資料\)](#) > 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について



公開日: 2015年3月16日

## 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について

栗東市小野の旧アール・ディエンジニアリング最終処分場(以下「旧処分場」という。)について、平成26年12月5日および12月8日に実施しました旧処分場跡地の周辺環境影響調査(地下水等調査)の分析結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

### 1.調査日

平成26年12月8日

平成26年12月5日(経堂池)

### 2.調査実施者

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

### 3.調査地点

[PDF](#) [位置図\(PDF:197KB\)](#) 参照

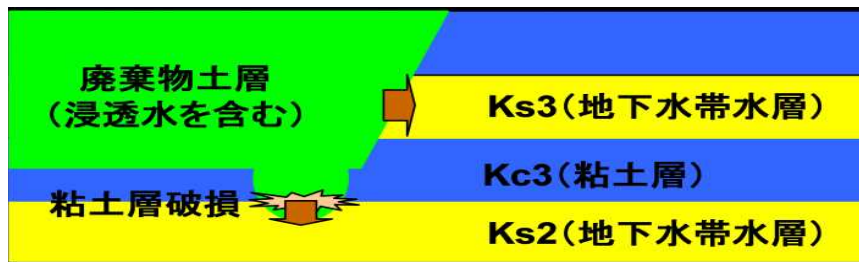
場内浸透水	H16-No.5、No.1揚水井戸 <sup>(※1)</sup>	
Ks3層 <sup>(※2)</sup>	上流 <sup>(※3)</sup>	H24-8(2)
	周辺	H24-S2(2) <sup>(※4)</sup> 、H24-2(2)、H24-4(2)
地下水	下流	K-1(Ks2層とKs3層が一体)
	上流 <sup>(※3)</sup>	H24-7、H24-6(2)
Ks2層 <sup>(※2)</sup>	周辺	H24-S2 <sup>(※4)</sup> 、No.1、No.3-1、H24-2、H24-4
	下流	K-1(Ks2層とKs3層が一体)
地下水等確認調査	No.1-1、No.4-1、No.4-2、市No.3	

経堂池

経堂池中央部

(※1)平成26年2月20日の調査より、分析するのに必要な浸透水が採取できなくなったA-3井戸に代えて、その約10m南側の地点にある「No.1揚水井戸」において浸透水を採取しています。

(※2)浸透水のKs3層地下水およびKs2層地下水への汚染移流拡散状況の概念図



【Ks3層地下水】側面で廃棄物土層と接していることにより、廃棄物土層の浸透水が地下水に移流拡散していると考えられます。

【Ks2層地下水】底面粘土層が破損している箇所では廃棄物土層と接していることにより、浸透水が地下水に移流拡散していると考えられます。

(※3) 上流は、ボーリング調査およびEC(電気伝導率)の分析結果から、浸透水の影響はないと考えられます。

(※4) 鉛直遮水壁施工にともない井戸を撤去したことから今回は採水不能となっています。

## 4.調査項目

経堂池および市No.3以外：BOD等の一般項目5項目、有害物質等17項目

市No.3：pH、SS、ECおよび総水銀

経堂池：BOD等の一般項目13項目(うち農業用水基準項目7項目)および有害物質等8項目(うち農業用水基準項目1項目)

## 5.調査結果

[PDF](#) [分析結果\(PDF:141KB\)](#)のとおり

各調査地点における安定型最終処分場の浸透水の基準<sup>(※5)</sup>および地下水の環境基準<sup>(※6)</sup>の超過の状況は次のとおりでした。

(1) 場内浸透水調査(2地点)・・・H16-No.5、No.1揚水井戸

ひ素：1地点(No.1揚水井戸)

ほう素：2地点(H16-No.5、No.1揚水井戸)

(2) Ks3層地下水(上流)(1地点)・・・H24-8(2)

(分析に必要な水量が確保できないため、分析できませんでした。)

(3) Ks3層地下水(周辺)(3地点)・・・H24-S2(2)、H24-2(2)、H24-4(2)

1,4-ジオキサン：1地点(H24-2(2))

(4) Ks2層地下水(上流)調査(2地点)・・・H24-7、H24-6(2)

砒素: 1地点(H24-7)

(5) Ks2層地下水(周辺)調査(5地点)・・・H24-S2、No.1、No.3-1、H24-2、H24-4

砒素: 1地点(No.3-1)

ほう素: 3地点(No.1、No.3-1、H24-4)

塩化ビニルモノマー: 1地点(H24-2)

(6) Ks2+Ks3層最下流地下水調査(1地点)・・・No.K-1

塩化ビニルモノマー: 1地点(K-1)

(7) 地下水等確認調査(4地点)・・・No.4-1、No.1-1、No.4-2、市No.3

地下水の環境基準を超過した地点はありませんでした。

(※5) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)

(※6) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)」および「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準(平成11年12月27日環境庁告示第68号)」

上記の環境基準等を超過した地点での濃度の推移については、次のとおりでした。

1) 砒素について。「No.1揚水井戸」において、前回(H26年10月2日)および初回(H26年2月20日)調査時の2倍程度の濃度が検出されました。なお、この水は浸透水処理施設で浄化処理した後、下水道へ放流しています。

なお、その他に環境基準を超過した井戸(H24-7、No.3-1)の濃度は、概ねこれまでの検出範囲内にあり、大きな変動はありませんでした。

2) 塩化ビニルモノマーについて。「H24-2」において、平成26年度から環境基準を超過しています。また、「No.K-1」でも環境基準を超過しました。これらの井戸については環境基準を超過することがあり、大きな変動はないものと考えています。

3) 上記2物質以外で環境基準を超えているもの(ほう素、1,4-ジオキサン)については、超過している調査地点において、概ねこれまでの検出範囲内にあり、大きな変動はありませんでした。

#### ○経堂池調査について

pHおよびCOD以外の項目について環境基準および「水稻の生育のために望ましい指標」とされている農業用水基準(※7)以下でした。pHおよびCODについても農業用水基準をわずかに超過したレベルでした。調査の前日の強い降雨により、経堂池への流入水量が増加し、希釈による影響が大きいと考えられます。今後も調査結果を注視していきます。

(※7) 農業用水基準農林水産省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが、水稻の生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されています。

お問い合わせ

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

電話番号:077-528-3670

ファックス番号:077-528-4849

メールアドレス:[df0001@pref.shiga.lg.jp](mailto:df0001@pref.shiga.lg.jp)

---

滋賀県庁:〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

[県庁各課等のお問い合わせ先一覧](#)

Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.